

# 令和7年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業 公募要領

## 1. 事業の目的

我が国における熱中症による救急搬送者数は令和6年には 97,000 人を超え、また、熱中症による死亡者数は令和5年には 1,651 人に達するなど、厳しい状況が続いています。

地球温暖化の影響が懸念される中、令和3年8月に公表された IPCC の第6次評価報告書では、地球温暖化の進行に伴い、今後、「顕著な高温」の頻度・強度がますます高まっていくことが予測されており、海外では熱波が頻発し、甚大な健康被害が生じています。

令和5年4月に「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」(令和5年法律第 23 号。以下「改正法」という。)が成立し、さらに同年5月に「熱中症対策実行計画」が閣議決定されました。同計画では、「地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策」が柱の一つとなっており、その役割が拡大・深化し、さらに連携を密にしていく必要があることから、地域における熱中症対策の実施体制を強化していくことが求められています。

令和6年4月には改正法が施行され、熱中症警戒情報の法定化、熱中症特別警戒情報の創設、市町村長により指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)や熱中症対策普及団体が指定できる制度がスタートしたところです。

改正法施行を踏まえ、引き続き「地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業」(以下「地域モデル事業」という。)を実施し、他の地方公共団体等に横展開を図るモデルとなるような、より先進的で具体的な熱中症対策の更なる充実、浸透と推進を図る事業を公募します。

令和7年度より、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が地域モデル事業の公募、審査事務局、採択団体等の発表及び採択後の具体的な支援を行います。

なお、本公募にかかる契約締結は本事業にかかる令和7年度予算の成立を条件とします。

## 2. 事業の概要

対 象	(1)これから熱中症対策に取り組む地方公共団体 (及び共同実施者)	(2)既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体 (及び共同実施者)	(3)熱中症対策普及団体
応 募 条 件	①応募時において、熱中症対策について ・市内での連携体制、 ・担当部局 が <b>明確ではない</b> こと  ※人口規模の小さい町村や市を優先する。	①応募時において、熱中症対策について ・市内での連携体制、 ・担当部局 が <b>明確である</b> こと	・地方公共団体より、熱中症対策普及団体として指定を受けていること  ※地方公共団体による応募ではなく、熱中症対策普及団体からの応募を対象とする。
事 業 内 容	<p>①を必須とし、 ②～④より1つ(以上)を選択。</p> <p><b>【必須】</b>①市内連携(例:会議体、協議体の設置など、具体的に連携や協力を進める部局名を計画に含める)を行うこと</p> <p>②主として高齢者を対象とした、熱中症予防行動の普及啓発(応募地方公共団体において実績のないツールの試行、効果の検証)</p> <p>③指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定(既に指定されている場合にはその質、量の充実や拡大)</p> <p>④その他応募者が必要と認める事項(例:庁外の団体・組織等との協力関係の構築など)</p>	<p>①～⑪より4つ(以上)を選択。</p> <p>①高齢者と接する機会の多いケアマネジャー、ヘルパーや民生委員に焦点を当てた普及・啓発ツールの作成</p> <p>②独居等の理由により孤独・孤立状態となっている高齢者に焦点を当てた普及・啓発ツールの作成と特別警戒情報発表時の避難・誘導試行(とその課題報告)</p> <p>③認知症や軽度認知障害等の理由により日常生活に支障がある、またはそのおそれのある高齢者に焦点を当てた普及・啓発ツールの作成と特別警戒情報発表時の避難・誘導試行(とその課題報告)</p>	<p>①～③のすべて必須</p> <p>①熱中症対策普及団体としての活動            ・独居高齢者等の家族又は支援者による効果的な見守り            ・SNS やインターネット等を利用しない高齢者等への効果的な声かけ            ・エアコンを設置していない独居高齢者等の支援            ・児童、生徒等への教育、広報、普及・啓発</p> <p>②熱中症対策普及団体を構成する職員等の力量向上を図るための教育、研修            ・熱中症に関する基礎知識            ・個人情報保護、情報セキュリティ等</p> <p>③その他応募者が必要と認める事項</p>

		<p>④エアコンの普及率の低い地方、地域や世帯に焦点を当てた普及・啓発ツールの作成</p> <p>⑤指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の休日、夜間開設試行(とその課題報告)</p> <p>⑥特別警戒情報発表時の庁内、庁外連携・協力のためのタイムライン作成</p> <p>⑦児童・生徒やその家族、児童・生徒と接する機会が多い学校、スポーツ団体関係者等に対する、熱中症警戒情報や特別警戒情報発表時の活動の延期、中止等の判断を促す情報提供手段の新設</p> <p>⑧住民に対する熱中症対策の普及啓発を想定したイベント、公開講座等の実施</p> <p>⑨庁内関係部局の幹部職員を含む、地域の特性を踏まえた職員研修の実施</p> <p>⑩熱中症対策普及団体の指定を目指す団体との連携</p> <p>⑪その他応募者が必要と認める事項</p>	
機 構 支 援 額	上限 100 万円(税込)まで	上限 500 万円(税込)まで	上限 100 万円(税込)まで

地方公共団体等においては、令和7年度における地域モデル事業において本事業の支援を受けて試行、実施したい熱中症対策事業や取組を行っていただきます。その際、以下の項目について取り組んでいただくことを想定しています。

具体的な事業内容は、採択された地方公共団体の応募内容を踏まえて、機構の担当者と応募者との協議の上、正式に決定します。

## (1) これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)

### <応募要件>

応募時において、熱中症対策について庁内での連携体制、担当部局が明確ではないこと  
※人口規模の小さい町村や市を優先する。

### <計画に含める内容>

下記①を**必須**とし、②～④から1つ(以上)を含めてください。

#### 【必須】

① 庁内連携(例:会議体、協議体の設置など、具体的に連携や協力を進める部局名も計画に含める)を行うこと

#### 【②～④より1つ(以上)選択】

- ② 主として高齢者を対象とした、熱中症予防行動の普及啓発(応募地方公共団体においてこれまでに作成、制作実績のないツールを試行し、その効果を検証すること)
- ③ 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定(既に指定されている場合にはその質、量の充実や拡大を行うこと)
- ④ その他応募者が必要と認める事項(例:庁外の団体・組織等との協力関係の構築など)

### <成果物や活動の例> 成果物は機構ホームページ等に掲載することがあります。

- ・ これまでに作成、制作実績のない高齢者向けの普及啓発ツール
- ・ 業務フローチャート、組織図、体制図、業務分担表、緊急連絡網や会議議事要旨など
- ・ その他

### <機構による支援額>

最大 100 万円(税込)

## (2) 既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)

### <応募要件>

応募時において、熱中症対策について庁内での連携体制、担当部局が明確であること

### <計画に含める内容>

下記①～⑪のうち4つ(以上)を含めてください。

- ① 高齢者と接する機会の多いケアマネジャー、ヘルパーや民生委員に焦点を当てた普及・啓発ツールの作成
- ② 独居等の理由により孤独・孤立状態となっている高齢者に焦点を当てた普及・啓発ツールの作成と特別警戒情報発表時の避難・誘導試行(とその課題報告)
- ③ 認知症や軽度認知障害等の理由により日常生活に支障がある、または、そのおそれのある高齢者に焦点を当てた普及・啓発ツールの作成と特別警戒情報発表時の避難・誘導試行(とその課題報告)
- ④ エアコンの普及率の低い地方、地域や世帯に焦点を当てた普及・啓発ツールの作成
- ⑤ 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の休日、夜間開設試行(とその課題報告)
- ⑥ 特別警戒情報発表時の庁内、庁外連携・協力のためのタイムライン作成
- ⑦ 児童・生徒やその家族、児童・生徒と接する機会の多い学校、スポーツ団体関係者等に対する、熱中症警戒情報や特別警戒情報発表時の活動の延期、中止等の判断を促す情報提供手段の新設
- ⑧ 住民に対する熱中症対策の普及啓発を想定したイベント、公開講座等
- ⑨ 庁内関係部局の幹部職員を含む、地域の特性を踏まえた職員研修の実施
- ⑩ 熱中症対策普及団体の指定を目指す団体との連携
- ⑪ その他応募者が必要と認める事項

＜成果物や活動の例＞ 成果物は機構ホームページ等に掲載することがあります。

- ・ 家族や福祉・医療専門職等の意見をふまえたチラシ、リーフレットやポスター等の作成や関係者に対する研修機会の提供
- ・ 独居高齢者やその支援者向けのチラシ、リーフレット、ポスター、指定暑熱避難施設等へのマップ、マニュアル作成や関係者に対する研修機会の提供
- ・ 認知症患者やその支援者向けのチラシ、リーフレット、ポスター、指定暑熱避難施設等へのマップ、マニュアル作成や関係者に対する研修機会の提供
- ・ エアコンのより適切な利用方法、特に夏季の利用促進等を促すチラシ、リーフレットやポスター作成、イベントの開催や関係者に対する研修機会の提供
- ・ クーリングシェルターを平日夜間や休日に開設するための運営マニュアル作成、オペレーションに必要なツール作成
- ・ 庁内外の複数部局、複数組織の協力を得たタイムラインの作成
- ・ 住民が活用するためのマイタイムライン様式作成
- ・ 教師、スポーツ指導者、保護者等向けのチラシ、リーフレットや緊急時対応マニュアル作成や研修機会の提供
- ・ 住民向けイベント、公開講座やワークショップ等の開催、そのシナリオ、運営マニュアル作成
- ・ 地方公共団体における、熱中症対策に関する年間を通じた活動スケジュールの作成
- ・ 都道府県等による市町村担当者向け研修教材作成、研修プログラム開発
- ・ 都道府県、市町村等における庁内関係部局担当者向け研修教材作成、研修プログラム開発、ワークショップ運営等
- ・ 業務フローチャート、組織図、体制図、業務分担表、緊急連絡網や会議議事要旨など
- ・ その他

＜機構による支援額＞

最大 500 万円(税込)

### **(3) 熱中症対策普及団体**

＜応募要件＞

地方公共団体より、熱中症対策普及団体として指定を受けていること。

※ 地方公共団体による応募ではなく、熱中症対策普及団体からの応募を対象とする。

＜計画に含める内容＞

下記①～③のすべてを必須として含めてください。

① 熱中症対策普及団体としての活動

- ・ 独居高齢者等の家族又は支援者による効果的な見守り

- ・ SNS やインターネット等を利用しない高齢者等への効果的な声かけ
- ・ エアコンを設置していない独居高齢者等の支援
- ・ 児童、生徒等への教育、広報、普及・啓発
- ② 熱中症対策普及団体を構成する職員等の力量向上を図るための教育、研修
  - ・ 熱中症に対する基礎知識
  - ・ 個人情報保護、情報セキュリティ等
- ③ その他応募者が必要と認める事項

<成果物や活動の例> 成果物は機構ホームページ等に掲載することがあります。

- ・ 熱中症対策に関する、年間を通じた活動スケジュールの作成
- ・ 熱中症対策普及団体の職員向け、研修教材作成、研修プログラム開発  
(個人情報保護、情報セキュリティやコンプライアンス等)
- ・ 関係者向け研修教材作成、研修プログラム開発、ワークショップ運営等
- ・ 業務フローチャート、組織図、体制図、業務分担表、緊急連絡網や会議議事要旨など
- ・ その他

<機構による支援額>

最大 100 万円(税込)

### 3. 実施期間

令和7年度における地域モデル事業の実施期間は、令和7年4月から令和7年12月末までを予定しています。

また、採択された地方公共団体による取組結果については、事業実施報告書を令和7年12月末日までに機構に提出していただくことを想定しています(詳細は採択後に御案内いたします)。

(※)当該報告書については、別途、令和8年1月～2月頃に予定している成果報告会等において報告いただく予定です。

<写真、データ等の二次利用について>

地域モデル事業を実施するなかで撮影した写真、データ等は、機構のホームページへの掲載、事例集等として活用する他、環境省ホームページへの掲載や各種検討会資料への記載等を通じ広く一般に公開されることがありますのであらかじめお含みおきください。

#### 4. 対象

「2. 事業の概要」のうち(1)、(2)については、地方自治法に定める普通地方公共団体又は特別区であって、本事業終了後も熱中症対策を継続して実施する意欲のある団体を対象とします。

なお、地方公共団体単独ではなく、企業やNPO等の法人格をもつ事業者がその共同実施者となることも可能です。

「2. 事業の概要」のうち(3)については、地方公共団体から熱中症対策普及団体として指定されている団体を対象とします。地方公共団体による応募ではなく、**熱中症対策普及団体単独での応募**を対象とします。

#### 5. 実施方法・費用等

##### (1) 実施方法

採択された地方公共団体やその共同実施者、熱中症対策普及団体は、実際の取組に必要な費用(※上限の範囲内)や支援内容について機構と契約を締結します。契約締結後、応募された提案内容を主体的に取組んでいただき、その費用を機構が負担します。

(※)本事業は補助金ではありません(委託費になります)。

##### (2) 対象経費

機構が負担する対象となる経費は、実際の取組や事業の実施のために直接必要な費用であり下表に掲げる費目に該当するものとします。これに該当しない経費は対象となりません。

また、見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な減額査定の対象とします。

直接経費	物品費	設備 備品費 (※1)	<b>備品の購入は原則認めない</b> (備品は、取得価格が50,000円以上の物品をいう)。事業の実施に必要な設備・備品はリースやレンタルにより調達すること。
		消耗品費	取得価格が50,000円未満の物品。 取得価格が50,000円以上の物品であっても、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は本事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は消耗品として構わない(消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、試作品等)。
	人件費 (※2)	人件費・謝金	事業に直接従事した者の人件費で、主体的に担当する者の経費(ただし、地方公共団体職員の賃金は除く)。 ・他団体からの出向者の経費等 ・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に担当する者の経費 ・アルバイト、パート、派遣社員 ・事務補佐員等



	謝 金 (※2)	<p>事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費(外部委員に対する委員会出席謝金、講演会等の謝金、個人の専門的技術による役務の提供への謝金(講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正(外国語等)等)、データ・資料整理等の役務の提供への謝金、通訳・翻訳の謝金等)。</p> <p>*個人に委嘱したものを想定</p>
	旅 費 (※2)	<p>旅費に関わる以下の経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するに当たり外国・国内出張(航空運賃の場合はエコノミークラス)又は移動に係る経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費)</li> <li>・上記以外の事業への協力者に支払う、事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動に係る経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費)</li> <li>・外国からの招へい経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費)</li> <li>・赴任する際にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費)等</li> </ul> <p>※機構が主催する報告会等(意見交換会、成果報告会の2回を想定)へ参加、出席するための旅費(応募者(市役所等)の最寄り駅～東京駅往復交通費)について、2名分を上限として計上することができます。</p> <p>令和6年度の例:意見交換会(10月開催)、成果報告会(1～2月開催)</p>
旅 費	印 刷 製 本 費	<p>事業に係る資料や報告書等の印刷、製本に要する経費(チラシ、ポスター、写真、図面コピー等の印刷代、報告書の製本代)。</p>
	会 議 費	<p>事業の実施に直接必要な会議等の開催に要する費用(委員会開催費、会場借料、会議等に伴う飲食代、機材借料等)。</p>
	通 信 運 搬 費	<p>事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料(電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等)。</p>
	光熱水費	<p>事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費。</p>
その他		

	その他諸経費	<p>上記の項目以外に、事業の実施に直接必要な経費等。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品等の借損(賃借、リース、レンタル)及び使用に係る経費、倉庫料、土地・建物借上料</li> <li>・施設・設備使用料</li> <li>・広報費(ホームページ・ニュースレター等)、広告宣伝費、求人費</li> <li>・保険料(事業に必要なもの)</li> <li>・振込手数料</li> <li>・データ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料等)</li> <li>・書籍等のマイクロフィルム化・データ化</li> <li>・レンタカー代、タクシー代(旅費規程により「旅費」に計上するものを除く)</li> </ul>
	一般管理費	<p>地域モデル事業を行うために必要な事務用品費、郵送費、印紙代等。</p> <p>「応募申請書」への記載額 もしくは 消耗品、人件費、謝金、旅費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水費、その他諸経費の合計×15%により算出された額のいずれか低い額を適用する。</p>
	外注費(※3)	<p>外注に関わる以下の経費等。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費</li> <li>・通訳、翻訳、校正(校閲)、アンケート、調査等の外注に係る経費等</li> </ul>
	再委託費(※3) 共同実施費	<p>請負先が請負業務の一部又は全部を更に第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費(間接経費相当分を含む)。</p>

(※1)設備の購入費、改良費等の資産を形成する経費及び本事業終了後のリース料は本事業の対象経費にはなりません。

(※2) 地方公共団体やその共同実施者、熱中症対策普及団体において、人件費、謝金、旅費について規程類がある場合には上表によることなくそれに従ってください。また、必要に応じてそれらの提出を求めることがあります。

(※3) 外注費と再委託費とで判断に迷う場合には、機構までご相談ください。再委託を予定している場合には**応募時に**「再委任等承諾申請書」(案)を機構までご提出ください。

### (3) 採択件数

採択件数は合計で9件程度を予定しています。

## 6. 応募方法

### (1) 応募受付期間

令和7年1月24日(金)から令和7年2月21日(金)まで(必着)。

※最終日は、午後5時までの受付とします。

## (2) 応募書類

別添の応募書類に必要事項を記入の上、メールでご応募ください(宛先は「**9. 提出及び問合せ先**」を参照)。

提出された応募書類については、本事業における採択以外の目的で使用することはありません。個人情報の取扱いについて同意の上、ご応募ください。

また、記載内容に関する確認等のために、機構から連絡先に記載された地方公共団体担当者にご連絡する場合があります。

### < 応募にあたっての注意点 >

- ・ それぞれの事業に同一部局から同時に複数応募することはできません。
- ・ 要望額の一部査定や事業実施計画書の内容の変更を条件として付す場合があります。
- ・ 大学や研究所などの研究機関に事業の過半を委託する場合や、単発のイベント開催、物品購入やレンタル・リースが事業の大きな割合を占める場合(応募時点で、それぞれ概ね50%を超えるものを目安とします。)には査定の対象となることがあります。
- ・ 寄附行為や贈与等はできません。
- ・ 都道府県が当地域モデル事業に応募する場合、本事業費をもって管下市町村に対する補助金(の一部又は全部)として取扱うことは認められません。

## 7. 採択方法

応募の内容について有識者で構成される審査委員会において審査を行い、その結果を踏まえ、機構にて採択し、機構から応募いただいた地方公共団体担当者に対しメールまたは電話にてご連絡します(採択された地方公共団体については、事業の内容を含め公表を予定しています)。

採択結果に関する質問にはお答えいたしかねますので、予めご了承ください。

### < 審査の観点について >

審査は4つの観点(先進性(新規性)、有効性、効率性、地域性)から、総合的に行います。

#### ① 先進性(新規性)

- ・ これまでに類似の実績がない、独創的な事例か
- ・ 既に熱中症対策の実績がある地方公共団体においては、これまでにどのような課題や反省があつて、それを改善・改良しようとしているか

## ② 有効性

- ・ いわゆる熱中症弱者に焦点を当てた取組になっているか
- ・ 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の普及・拡大や、熱中症特別警戒情報が発表された際の対応を通じ、地域住民に貢献できる内容になっているか
- ・ 試行、試験や実験のみに留まらず、当該地方公共団体における実際の施策への反映や展開を視野に入れているか
- ・ 単発のイベント開催や、物品の購入に留まっていないか

## ③ 効率性

- ・ 過去に類似の取組がある場合、コストや工数の削減が期待できるか
- ・ 過去に類似の取組がある場合、より大きな効果を得られるものになりそうか
- ・ 計画に対して、過剰な経費積算をしていないか

## ④ 地域性

- ・ 当該地方公共団体における熱中症対策の底上げにつながるか
- ・ 当該地方公共団体における課題、特徴(地理的な特性、人口・年齢構成、熱中症による死亡者数や救急搬送者数等)を踏まえた取組になっているか

## 8. 今後のスケジュール

令和7年1月 24 日(金) 募集開始

令和7年2月 21 日(金) 募集締切り(午後5時まで)

令和7年3月上旬 採択(予定)

令和7年4月～ 事業の開始(予定)

## 9. 提出及び問合せ先

独立行政法人環境再生保全機構

熱中症対策部 地域熱中症対策課

担 当:佐古、橋本、谷

メール:heat@erca.go.jp

電 話:044-520-9584

※原則としてメールでお問合せください。